

1 議 事 日 程（第1日）

（平成23年第2回有田川町議会定例会）

平成23年6月7日

午前9時34分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 発委第1号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
4号）
- 日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第5
号）
- 日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補
正予算（第2号）
- 日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5
号）
- 日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

- 平成 2 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 2 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 報告第 14 号 平成 2 2 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 18 報告第 15 号 平成 2 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 19 報告第 16 号 平成 2 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 20 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 報告第 20 号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 24 報告第 21 号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第 25 議案第 36 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 37 号 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 38 号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 39 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 29 議案第 40 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 30 議案第 41 号 有田周辺広域圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 31 議案第 42 号 平成 2 2 年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事の請負変更契約について
- 日程第 32 議案第 43 号 平成 2 3 年度簡補第 1 号釜中簡易水道施設整備工事（黒松地区）の請負契約について
- 日程第 33 議案第 44 号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（新家 弘）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、森本明君、11番、坂上東洋士君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（新家 弘）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、6月1日に開催された委員会の結果について、御報告を願います。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたから、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る6月1日、午前9時30分から議会運営委員会等を開催し、本定例会の会期並びに議事日程、各常任委員会等の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月23日までの17日間と決定させていただきました。なお、一般質問は15日、16日としております。

議事日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。日程第5から日程第33までの報告20件、議案9件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、発委第1号から日程第24、報告第21号までの21件及び日程第31、議案第42号から日程第33、議案第44号までの請負変更契約等に関する議案3件の審議を本日もお願いいたします。この会期日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月23日までの17日間といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの17日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（新家 弘）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、報告20件、議案9件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか19名であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、二川温泉施設の存続を求める請願は、お手元に配付の文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成23年2月、3月、4月分の例月出納検査の結果及び平成22年度水道事業棚卸検査の結果が、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

次に、議会運営委員の辞任及び選任について、去る3月25日、議会運営委員であった私、新家弘から委員の辞任願いを提出し、委員会条例第12条第2項の規定により3月31日許可されました。それに伴い、5月16日、同条例第7条第1項の規定により、森本明君を選任いたしましたので、御報告いたします。

次に、委員長、副委員長の辞任及び選任について、各委員会より通知がありましたので、御報告をいたします。

総務文教常任委員会、堀江副委員長の辞任に伴い、新たに東武史君が選任。また、議会運営委員会副委員長であった私、新家弘の辞任に伴い、新たに森本明君が選任。また、議会広報編集特別委員会、殿井委員長の辞任に伴い、副委員長であった湊正剛君が委員長に、それに伴い、増谷憲君が副委員長にそれぞれ選任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第5から日程第33までの報告20件、議案9件を先に審議いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第5から日程第33までの報告20件、議案9件を先に審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5から日程第33までの報告20件、議案9件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第33までの報告20件、議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに、平成23年第2回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜りまして、本当にありがとうございます。

さて、本年3月11日、東北地方を襲った大震災、マグニチュード9。今までに日本至上観測されたことのないマグニチュードだそうでございます。多くの犠牲者の方がお亡くなりになり、あるいは行方不明に。また、現在でも10万人以上の方が被災地で避難生活を余儀なくされております。またその中で、せつかく助かった命が、余りにも避難所の状態が悪いという中でお年寄りの方、既に600人以上がお亡くなりになられております。こういった方々に心からお見舞いとお悔やみを申し上げたいなと思っております。

また、この大震災に対しまして、議会の皆さん方、あるいはまた町民の皆さん方から多額の義援金をお寄せいただきました。きのう現在で2,529万5,249円の義援金が寄せられています。もう既に、何回かに分けて送らせていただいています。

また、被災と同時に消防署員、あるいは職員を現地に、28日までずっと派遣をしまいいりました。また、27日から30日までの間に、1市3町で和歌山県が岩手県へ応援をするということになっておりますので、岩手県の山田町というところに、農協さんをお願いをしてハウスミカン、とにかく果物が少ないということでありますので、ハウスミカンを5キロ200箱と、それから湯浅の乾燥したシラス2,000食。それと辰ヶ浜でハモだんごをつくっていただいて、各避難所へ朝と晩、朝と晩、2日に分けて炊き出しを行ってまいりました。非常に現地では喜んでくれたと聞いています。

未曾有の大災害となりました東日本大震災の発生によりまして、改めて防災対策の重要性と、それから地域住民の安心して逃げる避難体制をもう一度見直さなければならぬかなと思っております。和歌山県も、もう早速このことに取り組みまして、うちの町にももう一回、再度見直すようにという指示が来て、今見直しているところであります。

また、福島原発が大変なことになっていまして、その放射能の被害はもちろんのこと、これから夏場にかけて電力不足が予想されます。関西は恐らく気遣いなかろう

かという思いをしてたんですけれども、今、全国に50基余りの原子力発電がありまして、この原子力発電というのは13カ月稼働すれば必ず停止をして点検をしなければならないということで、今も半数に近いものが点検の時期に入ってます。今後この点検のものが、福井県知事ももっと安全基準を高めてもらわなければ稼働は認めないという話もされてまして、恐らく認められなければ来年度中にすべての原発がとまるという予想がされます。その原発がすべてとまれば、3割の電力不足が生じるということで、これから住民生活にどのような影響を及ぼすのか、また経済にどのような影響を及ぼすのか、非常に危惧をされているところであります。

今後のエネルギー問題については、地球温暖化等を考えて、原子力発電だけに頼ることなく、またクリーンエネルギーや新たなエネルギー政策の立案というのがこれから求められてくるのだと思います。とにかくこの復興については、たくさんの神戸淡路大震災の10倍以上のお金が必要とされております。一日も早く、国、東電の責任において復興をなし遂げてほしいと思いますけれども、一方では、早くも町税を含む増税の議論が国の中において行われております。今後、こういった動きをしっかりと注視しながら、行政に参考にしていきたいと思っています。

また、和歌山県に唯一シンクタンクとして、これは県も出資しております社会経済研究所というのがありまして、早速いろんな調査を、現在もう終わったこともあるし、現在も始めております。その中で、先日も理事会へ出席させていただいて報告を受けたんですけれども、既に和歌山県のいろんな個人商店、企業、また一般の町民の方、46%の方々から、もう既に影響を受けているという報告が入ってきております。その影響の主なものは、個人商店とか企業については非常に品物が入りにくいということが大きな要因の1つです。

それともう1つ、回答の中の大きな要因は、とにかく震災からみんなが自粛モードに入ったと。それで、全然人が動かないという報告も受けています。うちも早速、二川のさくらまつり、それから生石の山焼き、これ中止をさせていただいたんですけれども。やっぱりよくよく考えれば、この元気なところが自粛をするということは、日本全体が沈没するというおそれがあります。今後、町の行政の中において、いろんな、秋にかけて、金屋の花火大会、どんどんまつり、産業まつり、たくさん行事を組んでおりますけれども、一切もう今後自粛をしないつもりであります。（拍手）これは私の考えだけじゃなくして、県知事の考えもそうであります。私もいろんな批判はあると思いますけれども、いろんな会合にお誘いをいただきます。今後、進んで参加をさせていただいて、元気なところは今まで以上に元気を出して、その分、東北の被災をされた方を今後助けていきたいと思っていますので、その点もあわせて御理解を賜りたいと思います。（拍手）ありがとうございます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介をさせていただきます。

税務課長の高垣忠由でございます。（拍手）

住民課長の橘伸二でございます。（拍手）

地籍調査課長の山本泰司でございます。（拍手）

以上で紹介を終わります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

報告第2号から報告第13号までと報告第17号の13議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度一般会計、各特別会計補正予算及び平成23年度一般会計補正予算についての専決処分の承認を求めます。

報告第2号は、平成22年度有田川町一般会計補正予算第9号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、財政調整基金に5億5,000万円、退職手当負担金基金に1億円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として予備費に1億6,869万6,000円を確保いたしております。これにより3億251万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は164億7,868万9,000円と相りました。

報告第3号は、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が決定したことにより負担金及び医療費の額が確定しましたので、167万7,000円を増額補正し、補正後の予算総額は36億2,131万7,000円と相りました。

報告第4号は、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、当該年度をもって老人保健事業を廃止することに伴い、事業費が確定したことにより発生する決算余剰金を一般会計へ繰り出す必要が生じたので261万6,000円を減額し、補正後の予算総額は362万5,000円と相りました。

報告第5号は、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより保険給付費等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、883万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億8,967万1,000円と相りました。

報告第6号は、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、事業費が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、127万円の減額補正となり、補正後の予算総額は24

億8,778万5,000円と相りました。

報告第7号は、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号であります。

施設管理費において945万円の事業費に対して、指定管理者負担金100万円、基金繰入金845万円を見込んでいましたが、今回、指定管理者負担金について100万円の増額があり、基金繰入金の減額を行うものであります。

報告第8号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、3,575万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7億2,944万8,000円と相りました。

報告第9号は、平成22年度有田川町公共下水道事業特別家計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設整備事業費及び雨水対策事業費等の事業費が確定したことにより、町債等の額が決定しましたので、不用額となる未執行額を減額した結果、2億3,652万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は10億4,596万4,000円と相りました。

報告第10号は、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,569万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は3億572万円と相りました。

報告第11号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額64万7,000円を減額補正しております。

報告第12号は、平成22年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、事業費が確定したのに伴い、不用額となる未執行額63万6,000円を減額補正しております。

報告第13号は、平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設管理費等事業費が確定したことにより不用額となる未執行額を減額した結果、1,024万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億1,255万6,000円と相りました。

報告第14号から報告第16号までは、平成22年度有田川町一般会計及び特別会

計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第14号は、平成22年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成22年度の一般会計予算の経費を平成23年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調整したもので、これを報告するものであります。

報告第15号は、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成22年度の特別養護老人ホーム等事業特別会計予算の経費を平成23年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第16号は、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成22年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成23年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第17号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

3月11日に未曾有の大災害と言うべき東北地方太平洋沖地震が発生し、東日本に極めて甚大な被害が生じた。こうした事態に緊急に対応すべく、被災市町村に対する人的支援のための職員派遣に関する救援対策費として500万円を補正し、補正後の予算総額は156億8,500万円と相りました。

報告第18号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成23年度の税制改革により、中低所得者の税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に、介護納付金課税額を10万円から12万円に引き上げられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

報告第19号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置として、出産育児一時金の35万円に4万円を上乗せされ39万円となっていたものが、平成23年度から39万円に恒久化されたことに伴い、本条例の一部改正をするものであります。

報告第20号及び報告第21号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

報告第20号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成22年度は、土地の取得及び土地の処分については行いませんでした。平成22年度末における土地の保有状況は、完成土地89万2,297平方メートル、金額は1億4,219万5,000円となります。財務状況は、本年度の損益勘定では、

事業外収益 44万8,467円に対し一般管理費 69万3,188円で、差し引き 24万4,071円が当年度の損失金であります。

次に、平成23年度事業計画及び予算であります。

平成23年度での公有地取得及び土地売却の事業についての計画はなく、予算での収入は事業外収益 31万6,000円に対し、支出は販売費及び一般管理費、予備費の 108万7,000円となり、差し引きマイナス 77万1,000円となります。

以上、報告といたします。

報告第21号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

平成22年度の収入面につきましては、施設別で前年を下回った施設は、ふれあいの丘を初めとして山の家、高原の家、オートキャンプ場、コテージ、しみず温泉健康館、二川温泉の7施設となり、前年度に比べ合計で約940万円の減少をいたしました。一方、あさぎりや白馬、農林産物振興センター、遠井・久野原キャンプ場などの5施設については、前年度に比べ合計で約490万円の収入増となりましたが、公社全体の事業収入は2億3,513万円となり、前年度よりも約450万円減少する結果となりました。

費用面につきましては、事業費用は食文化提供事業の収入増に伴い、前年度より微増の7,819万円となりました。管理費用は前年度に引き続き徹底的なコスト削減を中心とした損益改善を行いました。原油価格の高騰による灯油代やガソリン代の値上げで燃料費は240万円の増加、消費税が主に占める公課費が189万円増加、福利厚生費が116万円の増加など、節減努力以上の管理費用の増加分の影響もあり、合計で前年度比約400万円増加し1億7,973万円となりました。

施設別で対前年比の損益を見ると、あさぎりは147万円の増収でありましたが、人員配置がえによる人件費の増加のほか、燃料費や公課費の増加により434万円の減益。健康館は改修による休業の影響により72万円の減収でしたが、人件費、光熱水費、燃料費、修繕費等の減少で77万円の増益。農振センターは、67万円の増収でしたが11万円の減益、コテージ関係は、29万円の減収で10万円の減益、やまの家しみずは、53万円の減収で5万円の減益、ふれあいの丘は、リフト撤去等の影響により412万円の減収に384万円の減益、オートキャンプ場は88万円の減収でしたが人員配置がえにより79万円の増益、遠井・久野原キャンプ場は、合わせて21万円の増収でしたが6万円の減益、白馬は、259万円の増収に46万円の増益、二川温泉は、191万円の減収に燃料費等の高騰により247万円の減益、高原の家しみずは、103万円の減収で26万円の減益となっています。

以上、ほとんどの施設が減収、減益となる中、白馬だけが増収、増益となっています。よって、公社全体の損益は、事業収入の2億3,513万円、前年比98.1%から事業費用と管理費用を合わせた2億5,792万円、前年比101.6%を差し

引いた結果、営業利益はマイナス2,280万円となり、前年度と比べて約861万円の減収となりました。最終的に、指定管理料を含む経常利益はマイナス737万円となり、前年度より約897万円減益になりました。

結果的には、さまざまな営業努力を行ってきましたが、前年を下回る結果となりました。しかし、平成23年度にはふれあいの丘に新しいコテージ、レ・アーリしみずが営業開始となり、また栗林地区の再開発事業にも着手いたしますので、職員一丸となり営業努力に全力を傾注し、経常利益の改善に努めるよう、ふるさと開発公社に強く申し入れをしたいと考えているところであります。

議案第36号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、3款民生費の老人福祉費では、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金として178万8,000円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、臨時雇賃金として156万2,000円を、上下水道費の上下水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金として150万円を、6款農林水産費の農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費として506万円と、鳥獣害防止対策事業費補助金として2,597万3,000円と鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金として2,080万円を、林道新設改良費では、調査設計業務委託料として509万6,000円を、10款教育費の学校建設費では、測量設計監理委託料に2,770万円と中学校地震補強・大規模改造工事請負費に6億4,707万円を補正し、今回の補正額は7億3,611万円となり、補正後の予算総額は164億2,111万円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国、県支出金、繰越金及び町債を充てることにいたしております。

議案第37号は、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、水道施設整備費の簡易水道施設整備工事請負費に200万円を補正するものであります。補正後の予算額は、7億7,346万1,000円と相ります。

議案第38号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法の改正により、今般の東日本大震災による被害が甚大なものであることにかんがみ、現行制度をそのまま適用することが、被災納税者の実態等に照らして適切でないと考えられる固定資産税、住民税等の特例措置が緊急に講じられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

上六川・西辺地については、町道上六川西線道路改良事業を新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第40号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

既に策定されている遠井辺地については、林道遠井堂鳴海線舗装工事業費の増額変更と工事期間の延長を行いたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号は、有田周辺広域圏事務組規約の変更に関する協議について。

現在、有田市及び有田川町に係るごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を1市1町で共同処理していますが、稼働中のごみ処理施設は平成32年度を目途に閉鎖する予定であり、有田市、湯浅町、広川町及び有田川町の1市3町により新しいごみ処理施設を建設するため、新ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を有田周辺広域圏事務組規約に追加する必要があるため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第42号は、平成22年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事業の請負変更契約についてであります。

平成22年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事業請負契約については、平成22年11月29日、第2回臨時会において、契約金額9,433万2,000円で議決をいただいておりますが、雨水をトイレ等で利用する中水道を計画していましたが、維持管理等を考慮し防火用水として利用する設備に変更することにより、中水道ろ過装置等が不要となり、また空調施設についても再検討を行った結果、空調機台数の減となることにより624万7,500円の減額の8,808万4,500円で変更契約を行いたく、議会の議決をお願いするものであります。

議案第43号は、平成23年度簡補第1号釜中簡易水道施設整備工事業黒松地区の請負契約についてであります。

平成23年度簡補第1号釜中簡易水道施設整備工事業黒松地区を施工するため、平成23年5月19日、6業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市広瀬通丁2丁目30番地、株式会社富士商会代表取締役藤田雅也氏が5,971万3,500円で落札いたしましたので、工事業請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第44号は、財産の取得についてであります。

平成22年度繰越きめ細かな交付金事業、高規格救急自動車購入について、平成23年5月19日、4業者を指名し競争入札に付したところ、兵庫県神戸市中央区港島中町2丁目2番1、日本船舶薬品株式会社神戸支店、支店長清水衛氏が2,946万円で落札しましたので、物品購入契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようでありますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

休憩 10時17分

再開 15時45分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

……………日程第4 発委第1号……………

○議長（新家 弘）

日程第4、発委第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

発委第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

有田川町課設置条例の一部が改正され、平成23年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正の必要が生じたため、当議会委員会条例の一部を改正するものです。

内容は、総務文教常任委員会の所管事項に該当する情報管理課の所管が総務課に統合され、情報管理課が廃止されたことにより条例第2条中から削ること、また町の学園構想の充実を図るため、保育所及び子育て支援センターの所掌業務が教育委員会に移管されたことにより学校教育課からこども教育課に名称が変更されたために、それにあわせて改正するものです。

なお、附則として施行期日は公布の日とし、有田川町課設置条例の一部改正が本年4月1日から施行されているため、適用日を遡及させたものです。慎重に御審議いただき御賛同を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（新家 弘）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（新家 弘）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（新家 弘）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（新家 弘）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（新家 弘）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（新家 弘）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（新家 弘）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

ちよっとお伺いします。本来なら全員協議会の場所でお伺いするのがもっともなこ

とだと思えますけどもちょっと忘れていましたので。

公共の雨水問題なんですけど、雨水対策ということで、ある程度コンサル関係とか認可申請を出すのを準備していたと思えますけども、そういう話は全く消えてしまっているんで、今現在この認可申請はもう取りやめになりましたか。それとも、一時ちょっと間をおいてまたやるという方向か、その点だけの御説明をお願いしたいんですけども。

○議長（新家 弘）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、雨水対策についてはしばらく凍結という処置とをさせていたいただきました。現在とっている認可申請は2期地区まででございます、雨水が入らなければ今の状態のままということで、認可申請は変更という形はとってございません。

○議長（新家 弘）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

今の説明で言うと、認可申請はやらないということですか。雨水対策の認可申請は続行しないということですか。それとも、途中一時中断して、また後日やるということですか。どう理解したらいいんですか。

○議長（新家 弘）

下水道課長、東君。

○下水道課長（東 敏雄）

雨水については、前の議会でも答弁させていただきましたように、平成26年度に2期地区、1期地区のつなぎ込みの状況等々、それから財政の状況等々を考えまして、そのときに雨水ということにゴーサインが出れば、変更認可申請を取得しに行くということでございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（新家 弘）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

16番、竹本君。

○16番（竹本和泰）

竹本です。質疑をさせていただきます。

集落排水については、総務管理費と公債費で約3億500万円ということになっているわけですが、その中でつなぎ込み率も施設の中で70%台であろうというふうに思います。そういった中で使用料及び手数料は4,400万円、一般会計からの繰入金で2億5,500万円ということになっているわけです。つなぎ込み率、非常に100%に近い状態で推進されるべきであろうと思うわけですがけれども、数年たってこのような状況であります。非常に推進率向上のためにどのような取り組みをされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（新家 弘）

下水道課長、東君。

○下水道課長（東 敏雄）

お答えいたします。

さきの議会でも答弁させていただいたように、農集のつなぎ込みについては73%ちょっとというところがございます。確かに使用料の収入だけでは維持管理が賄えておらないというところが現状です。前の議会でも説明させていただきましたように、農集の未接続の地域を回って接続をお願いするというところで考えてございます。

それから、公共もそうなんですけれども、とにかくつなぎ込みというのが命となってまいります。今現在、公共にしろいろいろと取り組みをしているわけですが、農集に限らず、農集、それから公共も含めて下水道ということを知ってもらおうという意味も込めて、この6月のまだ日程はきちっと決めてはないんですけども、休暇の日にアレックを利用していただいて、そこで下水道の相談日というような形の中で、なるべく下水道をみんなに頭の中へ意識してもらおうという形の中で一つ一つ取り組んでいきたいとそう考えてございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第 1 4 報告第 1 1 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 1 4、報告第 1 1 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第 1 5 報告第 1 2 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 1 5、報告第 1 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 2 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（新家 弘）

日程第16、報告第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（新家 弘）

日程第17、報告第14号、平成22年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（新家 弘）

日程第18、報告第15号、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（新家 弘）

日程第19、報告第16号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（新家 弘）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

これは東北地方の大地震の災害派遣に関する費用が不足したためとこう出ておりますが、罰を受ける職員もあれば、このように被災地へ応募して行ってくれたという職員もいます。消防なんかであれば被災した、その3月11日の夜から取り組んだりとか、いろいろお聞きちよつとしたんですが、どのような形の中で有田川町としたり派遣されたのか、またどのような状況であったのかという点について御説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新家 弘）

消防長、前田君。

○消防長（前田英幸）

ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

私ども消防とすれば、総務省消防庁からの依頼によりまして、3月12日に私どもの消防本部のほうへ和歌山県の代表本部、和歌山県を通じて、和歌山市の消防局を通じまして派遣依頼がございました。3月12日、その日、5名を選抜いたしまして5日間、現地では3日間の活動をしてございます。その間に重複した中で、また5名を後発隊、第2次隊として送り込んでございます。和歌山県隊としては、第1次、第2次隊で、もう総務省のほうから和歌山県は来ないでもいいよというようなことでございましたので、その2隊の派遣だけをしてございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

続いて総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

人的派遣につきましては、今消防本部以外に4月6日から4月12日、5月22日から5月28日、これは水道課において給水活動のために4名が岩手県大船渡市並びに陸前高田市のほうへ行っております。また、下水道課におきましては、福島県白川市に4月10日から4月23日にかけて5名が農排施設の被災状況の調査という形の中で行っております。また、4月29日から5月22日にかけては岩手県山田町のほうに、これにつきましては避難所の運営手伝い及び役場職員の補助、各種書類の発行等の手続のために8名の職員が行っております。また、5月27日から5月30日にかけては、1市3町による物資、また炊き出し支援という形の中で2名が行っております。トータルの派遣は、消防も入れまして29名の職員が被災地のほうに支援に行っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

やっぱり有田川町の職員として応募して頑張ってくれたということでございますので、またこの予算は当然当たり前のことやけど、しかるべきときに町長から感謝の意を込めて、職員さんに感謝状というものもしてあげていただきたいとお願いして、その町長の答弁。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

人員派遣については、消防とか下水道、あるいは水道課、これは全国の組織からの命令ということではないんやけど要請がありました。

それから、一般職員8名が行ったんですけれども、これは職員から募った中で、ぜひ行きたいという自主的な申し出があって。実は、8名というのは県下でも多いほうです。町村としては多いほうです。本当に行った報告を受けますと、非常に御苦勞なされたということで、亀井議員おっしゃるとおり、また何らかの形でお礼を申し上げる機会をつくりたいと思います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（新家 弘）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第22 報告第19号……………

○議長（新家 弘）

日程第22、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第23 報告第20号……………

○議長（新家 弘）

日程第23、報告第20号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第24 報告第21号……………

○議長（新家 弘）

日程第24、報告第21号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第42号から日程第33、議案第44号を先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第42号から日程第33、議案第44号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第31 議案第42号……………

○議長（新家 弘）

日程第31、議案第42号、平成22年度有田川町新金屋庁舎機械設備工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第32 議案第43号……………

○議長（新家 弘）

日程第32、議案第43号、平成23年度簡補第1号釜中簡易水道施設整備工事黒松地区の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第 3 3 議案第 4 4 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 3 3、議案第 4 4 号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 2 5、議案第 3 6 号から日程第 3 0、議案第 4 1 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にいたしたいと思えます。

なお、次回の本会議は、6 月 1 5 日水曜日、午前 9 時 3 0 分に開議します。

~~~~~

延会 1 6 時 2 1 分